再審査請求人　京都府京都市右京区梅津南町23
中貝　仁勇

上記の者に送達すべき平成10年８月７日付け再審査請求に関する裁決書の謄本、平成12年12月19日、平成15年８月20日、平成16年３月29日、同年６月３日、同年８月20日、平成18年２月17日付け再審査請求に関する裁決書の謄本及び平成16年８月９日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成10年８月７日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成21年２月27日

平成12年12月19日、平成15年８月20日、平成16年３月29日、同年６月３日、同年８月20日、平成18年２月17日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成21年３月27日

平成16年８月９日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年７月15日

再審査請求人　神奈川県横浜市旭区市沢町336下町荘104号
石川　英明

上記の者に送達すべき平成16年７月26日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成16年７月26日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成21年７月15日

再審査請求人　青森県三戸郡三戸町大字斗内字宇野月33
奥山　　忠

上記の者に送達すべき平成17年８月８日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成17年８月８日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年９月18日

再審査請求人　沖縄県那覇市辻２―28―20仲里アパート１―D
田島　誠久

上記の者に送達すべき平成17年４月18日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成17年４月18日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年11月30日

再審査請求人　北海道札幌市北区北19条西４丁目２―18小泉荘12号室
笠原　常義

上記の者に送達すべき平成17年11月２日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成17年11月２日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年10月30日

再審査請求人　兵庫県神戸市兵庫区西出町２番１号ひろみ荘205号室
是永　　忠

上記の者に送達すべき平成17年３月28日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成17年３月28日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年９月18日

再審査請求人　兵庫県神戸市兵庫区湊町１丁目57番地第２坪井ビル302号
張　　艶陽、南條千絵美

上記の者に送達すべき平成17年３月23日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成17年３月23日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、再審査請求人張艶陽の分については、これを却下し、再審査請求人南條千絵美の分については、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年９月14日

再審査請求人　沖縄県那覇市久米１丁目11番９号大城アパート201号
伊佐敷敏朗

上記の者に送達すべき平成17年４月28日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成17年４月28日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、原裁決の取り消しを求める請求については、これを棄却し、その余については却下とする。
裁決年月日　平成21年11月30日

再審査請求人　大阪府大阪市西成区天下茶屋１―３―17大阪自彊館自彊寮
富永　勇次

上記の者に送達すべき平成11年２月18日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭

（備考）裁決の主文及び年月日
平成11年２月18日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年３月27日